

## 鳥取県告示第117号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的  
平成24年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 従業員数
    - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
    - ウ 自社中間処理前発生量
    - エ 委託前自社中間処理方法
    - オ 委託中間処理方法
    - カ 委託最終処分方法
  - (2) その基準となる期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 5 報告を求める者  
産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間  
平成25年4月1日から同年6月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
鳥取県のホームページで公表する。